

令和8年 築上町教育委員会（2月定例会）議事録

1. 日 時 令和8年2月24日（火） 午前9時開会
2. 場 所 築上町役場 議会委員会室
3. 出席委員 折本 美佐子 委員、小林 正尚 委員、
正野 法子 委員、久保 ひろみ 教育長
4. 欠席委員 麥田 猛美 教育長職務代理者
5. 傍聴者 なし
6. 事務局出席者 則松 裕司 学校教育課長、種子 祐彦 生涯学習課長、
樽本 知也 教育施設整備室長、濱田 健太郎 学校教育課参事、
脇山 千賀子 生涯学習課参事、中原 寿浩 学校教育課課長補佐、
岡部 勇祐 学校教育係長、野村 仁資 スポーツ振興係長、
岡部 孝徳 社会教育係長、寺門 東 指導主事、上原 泰 指導主事、
木下 寿一郎 地域活動指導員

7. 会議内容

(1) 開会

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、定刻になりましたので、築上町教育委員会、令和8年2月定例会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、定例会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、報告事項が3件、議案が9件でございます。

それでは、本日の会議の議事録署名人を、会議規則第11条第2項の規定により、小林委員を議事録署名人に指名いたします。よろしく願いいたします。

では、本日の会議次第を御覧ください。

委員の皆様にお諮りします。

議案第9号令和8年第1回築上町議会定例会提出予定議案に対する意見については、関連する

議案が議会に上程前でございますので、非公開で審議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議ないものと認めます。

なお、非公開案件につきましては、公開案件の終了後に審議させていただきます。

（２）前回議事録の承認

○教育長（久保 ひろみ君） では、２点目の前回議事録の承認でございます。事務局からお願いします。

○学校教育課長（則松 裕司君） おはようございます。学校教育課、則松でございます。前回議事録、１２月１８日開催の１２月定例会、それから１月２２日開催の１月定例会、それから先日２月９日に開催されました２月の臨時会の議事録をタブレットの共有フォルダにアップして確認をお願いしておりました。正野委員さんについては、まだタブレットを配付していないので、本日お手元にお配りしております。

内容についてはいかがだったでしょうか。大丈夫だったでしょうか。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から前回議事録についての報告がございましたけれども、大丈夫だったでしょうか。

それでは、前回の議事録について承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。前回議事録は承認されました。

（３）教育長報告

報告１ 教育長会議報告ほか

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、報告のほうに入りたいと思います。

まず、教育長の報告でございます。

前回、臨時の教育委員会をさせていただきましたが、それ以降、私のほうでは２月１８日に福岡県社会教育委員連絡協議会の理事会に参加させていただきました。

また、２月２０日、これは全国の社会教育委員連合、これ東京でございましたが、その会議、理事会総会の方に出席をさせていただきました。現在の社会教育委員の数が随分減ってきているというところで、かなり各県ともその運営に苦慮しているというような報告がありましたが、やはりＡＩ時代に人の力というのがやっぱり一番重要であるということから、社会教育の充実、そして振興を進めていかなければならないというような協議がなされたところです。

また、２１日には兵庫教育大学のほうで研究会がありましたので、そこに参加させていただきました。その中で、学長の森山潤氏から、次期学習指導要領の方向性ということでお話がありました。その中で、やはりこれから非常に情報化が進んでいくという中で、本町が取り組んでいる

部分がいろんな形でお話がありまして、特に実現の可能性を踏まえて、着実にこれから実装を進めていくことが大切であるということがお話しされまして、今取り組んでいる本町のSTEAM教育は非常にこれは有効であるという話もありましたので、本当に自信を持って進めていきたいという思いを持ったところでございます。

以上、私からの報告でございますけれども、皆さん方のフォルダには、教育長会議の報告というものが入っていると思います。これをまた見ていただきまして、教育指導室、相談室、そして社会教育室、人権同和教育室から、それぞれ提案された内容が載っております。例年と大きく変わっているところはありませんが、一つだけ、教育指導室のほうから、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針というのが新しく出されておりますので、またそこを目を通していただければと思っております。

私の資料の中でまた不明な点、質問等がありましたら、出していただきたいと思っております。以上でございます。

教育長の報告については、質問、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(4) 事務局報告

報告2 生涯学習課報告

○教育長(久保 ひろみ君) それでは、続いて報告の2でございます。

生涯学習課報告です。生涯学習課からお願いいたします。

○生涯学習課参事(脇山 千賀子君) おはようございます。生涯学習課図書館係の脇山でございます。私からは、第3次築上町子ども読書活動推進計画について御報告いたします。

資料は、事務局報告の中の生涯学習課報告の中に、築上町子ども読書活動推進計画(第3次)というPDFがございます。そちらを御覧ください。

第2次の築上町子ども読書活動推進計画は、令和3年度から7年度までの計画となっていたことから、今回、第3次につきまして、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画を策定いたしました。

築上町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱に基づき、令和7年11月に委嘱をいたしました委員6名と3回にわたり、築上町子ども読書活動推進計画(第3次)を協議してまいりました。1月5日から23日までパブリックコメントを行いました。意見はございませんでした。その後、2月17日に最後の策定委員会を開催しまして、PDF資料のとおり、第3次築上町子ども読書活動推進計画をまとめましたので、御報告いたします。

なお、今後は概要版を作成しまして、印刷製本をしまして、教育委員の皆様をはじめ、学校や保育所など関係機関に配付を行う予定となっております。

また、学校や図書館など各部署での役割を確認しながら取組を行うとともに、しっかりと検証を行い、子どもの読書活動を推進していきたいと考えております。

報告は以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま生涯学習課図書館係のほうから、第3次の推進計画についての説明がございましたが、委員の皆様から質問はございませんか。第2次から第3次の大きい変更点とか、それから今回、築上町図書館築きのもりができた上での第3次の推進計画だと思いますが、目玉点等があれば説明ください。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） 生涯学習課、脇山でございます。今までの図書館から大きく今回変わりましたので、第2次から第3次にかけて、施設的なところもちろん違ってまいりますし、目標数値的なところも変わってくると思います。2次から3次の比較がなかなか難しいかなと思いますので、今後、目標をしっかりと定めて、その目標に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。委員の皆様方、いかがでしょうか。子ども読書活動の推進ということで、第3次ができたわけでございますけれども、何か御意見等がございましたら、お願いいたします。小林委員、お願いします。

○委員（小林 正尚君） すみません、御苦労さまです。3次がもうできたということでいいんですかね。そしたら、第2次から第3次、さっき教育長さんも言われましたけど、ここがポイントみたいなのが1個でもあれば教えてもらいたいですけど。

○教育長（久保 ひろみ君） お願いします。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） 大きく変わったところは、学校の取組を結構充実させていったかなというところですか。館長が学校関係者であったこともありまして、学校の取組について重点的に見直したというところがございます。

○教育長（久保 ひろみ君） よろしいでしょうか。学校の中身ですね、読書習慣を身につけるための機会の提供と充実というところですかね。

ほかにございませんか。今、脇山参事のほうも話がありましたように、やはりこの3次また進めていく中で評価をしながら、どう実行できたか、どう高まっていったか、子どもの読書に対する意欲等ですね、そういうものが高まっていったかというものをやっぱり検証しながら進めていく必要があるかと思っています。

また、これはもう見た感じで、まだ数字としてどれだけこれから上がってくるか分かりませんが、中高生が2階の学習室で本を読んだり、学習している様子を多く目にするようになりましたので、多分その世代、ヤングアダルトという世代の文字離れ、読書離れというのが少しずつでも解消していくのではないかなと期待をしているところでございます。

委員の皆さん、特に何か意見があれば、またここで出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○生涯学習課参事（脇山 千賀子君） 生涯学習課の脇山でございます。具体的な取組の内容については、10ページから明記しております。特にポイント的なところを申し上げましたとおり、学校の取組について、11ページの中に小中学校の取組のところはかなり新規の内容が挙がっているところがポイントになるかなと考えております。

以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。特に、ここ障がいのある児童生徒のための資料の充実とか、それから児童生徒主体による委員会活動の活性化、それから読書リーダー養成講座等の図書館事業との連携というようなところで、新規事業が多く入ってきているようでございますので、そのところを重点的に取り組むというところでございます。

それでは、委員の皆様方、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

報告3 指導主事報告

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、続いて報告3に移ります。

報告3、指導主事の報告です。事務局から報告をお願いいたします。

○学校教育課参事（濱田 健太郎君） 学校教育課の濱田です。2点私から報告です。

1点は資料がございませんが、先日、築上町国際交流事業でグアムのほうへ訪問してまいりましたので、御報告です。

こちらにつきましては、今回初めて町内の中学生8名を連れて行ってまいりました。2月9日から13日の5日間でございます。こちらのほうでは、主に行った活動は、昨年度姉妹校の締結を行ったホセ・リオス中学校、こちらのほうで交流をいたしました。それぞれの子どもにペアのお子さんがついていろいろ会話をしたり、授業を受けたりしました。また、2月10日は、オンラインで、現地の小中学校と築上町内の小中学校をつないで交流を行いまして、たくさんの町内の小中学生もそれを見ていただきました。また、グアム大学では、グアムの伝統文化を学ぶ教育プログラムを受けております。

このような活動をいたしまして、子どももさらに英語の学習をしっかりとやっていきたいとか、いろんな文化を知りたいということをやりたいという意欲をすごく高めている状態でございます。こちらの報告会を2月26日木曜日14時から役場で行う予定となっております。もしお時間都合がつけば、教育委員の皆様にも御参加いただければと思います。

もう一つの報告につきましては、ちょうどこの日のグアムの報告会の後になるんですが、先ほど教育長からもありましたSTEAM教育の一環のほうで、椎田中学校の生徒がまちづくりのプ

ラン等を提案する事業を昨年度に引き続き行っております。そちらにつきましては、委員の皆様
にこの紙のほうの資料を配付しておりますが、2月26日木曜日の15時から16時、本役場の
議場のほうで行います。

子ども一人一人がいろいろなアイデアを考えておりますが、最終選考で残った4案ですね、L
I N Eスタンプとかいろいろありますが、この4案につきまして、生徒が提案し、課長の皆様か
ら質疑を行っていただくというようなどこで行う予定となっております。こちらにつきましても、ぜひ御参加いただければと思っております。

私からは以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。

続いて、寺門指導主事ですね、お願いします。

○学校教育課指導主事（寺門 東君） 学校教育課、寺門でございます。町内の学力調査について
御報告をします。

今年度から全ての小中学校がC B Tということで、タブレットで調査を行うようになりました。
小学校につきましては12月、中学校については1月の下旬ということで、何しろC B Tでござ
いますので、詳しい結果等についてはまだ実際画面上で見られないというようなどこござ
いますが、概況につきましては、小学校のほうについては1年生と5年生については指導の成果が
見られるが、その他の学年についてはちょっと頑張りが必要と。中学校につきましては、中学校
1年生については指導の成果が見られますが、2年生についてはちょっと頑張りが必要だとい
うような、大体概況が出ております。また詳しいことがございましたら御報告をしますが、私にと
りましては、中学校が本年度、時期をいつにして1年間の成果を見て、そしてそれをしっかり指
導の後を振り返り、次の指導に活かしていくという方向ができたことは大変よかったことだ
というふうに思っております。

以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。続けていいですか。お願いいたします。

○学校教育課指導主事（上原 泰君） 学校教育課の上原でございます。生徒指導関係についての
報告をさせていただきます。

大きく2点です。1点目は、月例報告の1月末の集計結果でございます。2点目は、SNS等
における不適切な投稿に関する実態調査についてでございます。

まず、1点目の月例報告でございますが、フォルダの1生徒指導を開けていただきますと、
6つの資料をアップしております。詳細については、後ほど御覧いただきたいと思っておりますので、
簡単に説明をさせていただきます。

まず、いじめについての実態調査では、1月末では新規で4件報告されています。いずれも小

学校です。

続いて、不登校兆候でございますが、新規で18名、小学校13名、中学校5名となっております。学年によって、今後、授業日が卒業式と修了式と異なりますが、引き続き取組を先日の校長会でお願いをしたところでございます。

続いて、不登校については、新規で4名、小学校3名、中学校1名となっております。

今までの集計をいたしますと、不登校兆候が57名、不登校が52名となっております。そして、1月末の集計では、不登校の児童生徒においては若干改善状況にある、いわゆる復帰という区分で整理されていくわけですが、復帰、改善状況であると、各小中学校から報告された児童生徒が19名おります。30日を超えているものの少しずつ学校への登校日が増えていることが報告されているところであります。

それに関連して、築上町教育支援センターあおぞら教室が設置されております。最近の状況でございますが、小学校が1名、中学校が2名、チャレンジ登校を教育支援センターの指導員サポートのもとに始めているという報告も受けております。一旦、あおぞら教室に通室して、昼前に指導員とともに徒歩で小学校や中学校に登校して給食を食べて、午後の時間を学校で過ごすという形で、少し慣らしを行っているという報告を受けているところでございます。

以上が月例報告の内容でございます。

続いて、フォルダの2SNS等における不適切な投稿に関する実態調査を御覧ください。そこには、Googleフォームで作成した小学校の低学年、中学年用のアンケートと、小学校高学年と中学校用のアンケートの2種類があります。これを先日2月16日に行われた校長会で説明し、3月6日までに各学校でアンケートを活用したSNS等における不適切な投稿に関する実態調査を行うように本町では依頼をしたところでございます。

これらの背景にあるものとしては、文科省が1月14日に各教育委員会に対する緊急の対応についての要請を行っております。さらに、2月2日に福岡県教育委員会からSNS上における暴力行為等の動画の投稿拡散を受けた緊急の対応等について、メールで送信されております。これらを基に、3学期中に状況を確認するというので、今回アンケート調査を実施するものでございます。

私からは以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま指導主事から報告がありました。1点はグアムの国際交流事業、そしてSTEAM教育の発表、椎田中学校の発表の件、そしてもう一点目が学力テストですね、今回からタブレットでそれぞれ試験をするというCBT化のテスト結果の報告がございました。おおむね指導の成果は出ているけれども、まだ課題のある学年もあるということで、今回の結果はしっかりとパソコン上でいろいろスタディログというか、履歴として残っていきますの

で、そこを基にまた不十分な部分は自分で復習できる、また先生方が指導できるという形になっておりますので、こういう形でしっかりと確実な学力をつけていこうという取組になります。

また、生徒指導のほうからは、月例報告で不登校、それからいじめ等の状況と、それから取組について御報告があったところです。そして、今一番話題になっているSNSについては、しっかりと実態をつかむということで、実態調査をこれから行ってまいりますけれども、この大きく3つの点がありましたが、委員の皆様から、ぜひここはということは聞いておいたほうがいいということがございましたら、御質問あれば出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

教育支援センターがあおぞら教室であります、各学校にも校内の支援センターを設置しながら不登校対応をしているところですが、復帰する場合もあるし、また不登校兆候から不登校になっていくというようなところもありますので、ここはしっかりと個々の子どもたちの状況を捉えて指導していく必要があるのかなというところで今取組をしておりますが、御意見、御質問ございませんか。小林委員、お願いいたします。

○委員（小林 正尚君） 御苦労さまです。今、話題になりました不登校児童の件ですが、本町あおぞら教室も、先ほどお話があったように、学校帰りのほうの取組も進んでいるということで、とても安心しております。また、学校内にも居場所づくりをして、子どもたちの居場所というか、そういうのを作って、学力の保障というか、子どもによってはなかなか時間がかかったりとか、またこの4月の時期に急に何もなかったように教室に帰れたりとか、いろいろなパターンの子どもがいると思うんですけども、その中で本町としては非常に有能な人材のスタッフで対応しているんじゃないかな。それでもなおかつなかなか子どもが不登校、不登校兆候の子どもが出てきている状況はありますが、今後も継続的に指導・助言を担当指導主事も非常に頑張られているようですので、ぜひまた継続して粘り強く進めていってほしいなというふうに考えております。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。ほかにございませんか。よろしいですか。折本委員、お願いします。

○委員（折本 美佐子君） 折本です。1つ質問ですけれども、長期欠席のところで、理由として経済的というのがあると思うんですけども、それに当たるケースはないんですけど、経済的というのはどういう内容があるのかなと、例を挙げてほしいなと思いました。

○学校教育課指導主事（上原 泰君） これは国の長期欠席の調査等の関係で、こういう区分がなされて、県からも同様に下りてきているというものです。家庭の事情ということで、いろんな福祉関係の支援サポート等ですね、家庭で十分に子どもさんが学校に登校ができる状況にないというところで、こういうような形の区分になっているようです。

○委員（折本 美佐子君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ほかにございませんか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

（５）議事

議案第１０号 築上町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、続いて議事に入りたいと思います。

資料は、議案資料フォルダを御覧ください。

それでは、議案第１０号築上町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

では、事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。資料は、議案資料の議案第１０号フォルダに４つあります。

まず、新旧対照というファイルをお開きください。よろしいでしょうか。

本議案は、教育委員会会議にオンラインによる出席を可能とするため、規則を改正するものです。

改正の理由でございますけれども、遠隔地にいる委員の参加を容易にするため、教育委員会会議にオンラインによる参加ができるように所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてですが、本規則第３条第１項に、委員は招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参加しなければならないと定めています。教育委員会の会議に出席するためには、必ず指定の時刻、指定の場所に、委員の皆様にお集まりいただくという必要がございますので、委員の皆様の利便性や、非常時の迅速な意思決定等を考慮し、ZoomやGoogle Meetなどのオンラインで会議に参加できるように、教育長が必要と認めるときはオンラインによる参加できるように改正を行うものでございます。

続いて、文部科学省通知と書かれてあるファイルがあると思いますが、そちらをお開きください。よろしいでしょうか。この資料の２ページ目の最後のほうになります。

この通知は、令和２年７月２８日に発出をされておまして、新型コロナウイルス感染症への対応に伴って、オンライン会議システム等を活用して、総合教育会議、それから教育委員会の会議を開催する場合における文部科学省としての考え方についてまとめたものとして出されております。

最後の項番５にありますように、通知自体は新型コロナウイルス感染症への対応として示されたものではあります。遠隔地にいる委員の参加が容易になるという利点などもあることから、通常時においてもオンラインによる会議を行うことも考えられるということが示されております。

本町におきましても、原則としては教育委員会の会議というのはお集まりいただいた上で開催すべきものと考えておりますけれども、やむを得ない事態が発生した場合に備えて、今回規則の整備を行うものでございます。

なお、一つ前の項番4にありますように、非公開とすべき議事の情報については、情報漏えいや不正アクセスの防止などのセキュリティ対策が取られていないと、非公開にする意味もなくなってしまいますので、情報漏えい防止や不正アクセスに対して適切な措置を講じるということがこの通知でも求められております。この点について、今回規則を整備するに当たって、オンラインの会議を導入している先行自治体の例を確認したところ、非公開とすべき会議についてはオンライン参加を認めないという市町村もございましたが、セキュリティ対応していれば参加可能という自治体もありました。

本町においては、通信内容の秘匿性などの対策が講じられたと教育長が認められた場合は参加できるようにしておりますが、これはあくまでも本当に例外的な緊急的な措置と考えております。

また、オンライン参加中に回線の不具合によって通信が遮断されるということもありますので、そういった場合には、その通信が遮断されている間の議事については欠席したものと取り扱うようにしております。

今後、実施に当たって様々な事案が発生することも考えられますが、先行団体の事例などを参考に事務を進めてまいりたいと考えております。

なお、規則の施行時期については、令和8年3月1日からとなっております。

議案10号については、以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から議案第10号について説明がございました。

ここで委員の皆様から御質問、御意見を受けたと思います。どなたかございませんでしょうか。

実際には、コロナのとき、私もよく覚えているんですけども、教育委員会自体開催できなかったんですね。今は通常開催ができるようになりましたが、いつ、どのような状況でまたそのようなことになるのかも分かりませんし、委員の皆様方も指定の場所になると参加が難しいけれども、オンラインなら出先からとか、自宅からとかいうことも可能になるのかというところで、今回の改定の議案を出させていただきました。ここで委員の皆様方の御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。折本先生、どうぞ。

○委員（折本 美佐子君） 折本です。私は、このとおりに進めていただいていると思います。基本的には、やはり顔を合わせるということはとても大事だと思いますし、基本はそれで今までどおり行けたらいいと思うんですけど、やっぱり今から何が起こるか分からないし、教育委員さんになる方の状況によっては、こういうことが非常に役立つ方も出てくるかと思うので、私はいいと

思います。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。ほかの委員、いかがですか。どうぞ。

○委員（正野 法子君） 私もまだ子どもが小さいので、子どもが体調を崩したときとかすぐ助かるので、参加しやすくなると思います。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がもう特にないようでございますので、議案第10号について承認することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第10号築上町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定については承認されました。

議案第11号 築上町公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に、議案第11号築上町公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長（種子 祐彦君） 生涯学習課、種子でございます。議案第11号築上町公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

今回、予約システムを導入するに当たり、規則の変更が必要になりました。併せて、内容について変更をさせていただいたところもございます。また、これ以下の議案につきましても、生涯学習課で同様の内容から、規則の改正及び制定を御提案させていただいています。

詳しい内容につきましては、それぞれ担当から説明させていただきます。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） 生涯学習課社会教育係、岡部でございます。議案第11号フォルダ、2ぽつの新旧対照表をお開きください。

こちらにつきましては、先ほど課長からも説明がございましたとおり、令和8年度から施設予約システムというものを築上町として導入を予定してございます。そちらに伴いまして、施設の予約方法が変更になる部分というのがまず大きい点でございます。

また、令和7年度4月に、築上町使用料及び手数料見直し方針が策定されてございます。また、それに伴いまして、令和7年10月1日施行で、築上町使用料等の減免に関する規則というものも制定されてございます。こちらは町長部局の分でございますが、そちらに伴いまして、教育委員会の公民館の施行規則につきましても改正をするものでございます。

新旧対照表のほうに移っていきます。

まず、第2条です。利用許可の申請。こちらにつきましては、旧のほうでは公民館利用許可申請

書（様式第1号）を築上町教育委員会に提出となってございましたが、新たには施設予約システム（通信回線）を利用して電子計算機処理により施設の予約等を行うシステムによる申請と改めてございます。

また、第3条、利用許可につきましても、公民館利用許可書（様式第2号）を交付となってございましたが、こちらも電子化に伴いまして、紙での交付は行いませんので、当該申請を許可するものとするという文言に改めてございます。

第4条につきましては、使用料の減免というところで、先ほど申し上げました築上町使用料等の減免に関する規則、こちらを参考といたしまして全体の調整を行ったものでございます。まず、第4条、条例第10条の規定により、教育委員会が使用料の減免をすることができる場合は、次に掲げるとおりとする。第1号としまして、築上町が公共目的で利用する場合、または築上町が主催、もしくは共催する事業で利用する場合。第2号、国及び他の地方公共団体が公共目的で利用する場合、または国等が主催、もしくは共催する事業で利用する場合。第3号としまして、築上町内の公共的団体等がその目的を達成するために実施する事業で利用する場合。第4号、築上町内の学校、幼稚園、保育園等が当該教育、保育活動のために利用する場合。第5号、築上町内障がい児者が利用する場合。第6号、前各号に定めるもののほか、安全確保、その他特別な事情があると認められる場合。

こちらで大きく変わったところといたしましては、旧のほうでは、2号の半額免除というところに、築上町または教育委員会が後援、賛助した事業に利用するときとなってございますが、新のほうでは、そういった後援があれば直ちに減免というところにはならないようなものになってございます。こちらも町長部局のほうも同じで、基本的には受益者負担の原則というところに即しまして、安易な減免は行わないというような趣旨がございます。

第2項の部分は、一応様式がなくなったりしたところに伴いまして、旧のほうでは使用料減免申請書（様式第3号）となっていたものが、様式一つになりますので、別記様式となってございまして、町長に提出となってございましたが、正式には教育委員会に提出ですので、そちらも改めてございます。

減免については、金額に直結する部分の許可になりますので、こちらの許可行為については書面で行う必要があるというところで、申請書も書面で残しているというところでございます。

第5条については、端数処理でございます。使用料等に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。こちら旧のほうでは、こういった表現がございましたので、仮に減免等を行ったときに円単位等の端数が出たときに、そのままなっておりますが、ほかの施設等をいろいろ勘案したら、10円未満を切捨てというところがございましたので、そちらを合わせるような形で追加をしてございます。

第6条、使用料の還付でございます。こちらについては、教育委員会が既納の使用料の還付を認めるのは、次に掲げる場合とするをいたしまして、(2号)の部分ですね、利用者が利用3日前までに利用の取りやめを申し出て、相当の理由があると認めたときとしてございます。旧のほうでは、2号では、3日前までに利用の取りやめを申し出たときのみの表現でしたので、自己都合での取りやめについても還付対象としてございましたが、今後、電子化等を進めていくと、予約を取られていると、ほかに利用したい方が利用できないという状況が発生しますので、相当の理由があれば還付いたしますが、自己都合で還付というところは基本的にはしないというところになってございます。

第8条の部分が、公民館運営審議会の委員ですね、こちら教育委員会が任命するとなってございましたが、正式には委嘱でございますので、こちらも改めてございます。

また、2項以下、こちら条例にも既にうたっている部分になってございます、重複してございますので、規則からは削除するというところでございます。

また、第11条が管理人の業務の部分ですけども、こちらは教育委員会と業務維持管理等に関して契約を締結ということでございましたが、契約行為は正式には町長名ということですので、築上町長というところに改めてございます。

駆け足でしたが、一応公民館の規則の改正の概要については以上でございます。

○教育長(久保 ひろみ君) ただいま事務局から議案第11号について説明がございました。

ここで委員の皆様から御質問、御意見を受けたと思います。どなたかございませんでしょうか。小林委員、お願いします。

○委員(小林 正尚君) 今度、説明会が3月の日曜日かな、あると思うんですけど、それに自分も参加するんですけど、ちょっと気になるのが3条のところの申請、審査しというのがあるんですけど、パソコン上で上がってくると思うんですね、実際運用され始めてから。その中で、一覧表を見て誰か担当がチェックするんですかね、この人いっぱいしとうとか、そういう問題も出てきそうな気がするんですけど、その点がちょっと気になります。

○教育長(久保 ひろみ君) 第3条に、申請をした場合、審査し支障がないと認めたときはという、この3条だと思っておりますが、その取扱いについて説明をお願いします。

○社会教育係長(岡部 孝徳君) 御質問ありがとうございます。また、説明会の御参加もありがとうございます。

こちらの審査という部分についてでございます。電子システムが入って、手順をいたしましては、まずは利用者登録というものをさせていただいて、そちらでIDをそれぞれにちょっと交付いたします。主には審査という審査は、こちらのほうがメインになるかなと思ひまして、実際、入力していただいている内容に不備がないかですね、お名前、御住所と、あと身分証明書も電子で

写真を撮ったりして、そのデータで入れていただくような形になるので、こういったところに不備がないかがまず1点でございますが、こちら自体、利用の許可の部分になってございますので、さらに実際の予約内容についての不備がないかとか、そういったところの審査になります。特段そういったところ問題なければ、予約をする時点でほかの方が押さえられているところは予約できないようになっているので、おのずと予約できる部分のところを選択されているかと思っておりますので、ちょっと審査という表現になりましたが、そこまでちょっと駄目ですよみたいな結果になるような審査には基本的にはならないかと思っております。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） いいですか、小林委員。

○委員（小林 正尚君） すいません、分かりました。もしかしたら、これは説明会に出てない、突然来てどうやってするのかって言って窓口が混乱しないか心配なんですけど。

○教育長（久保 ひろみ君） 事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） 社会教育係、岡部でございます。ありがとうございます。一応そういったところも対策できればと思っております、例えばうちの社会教育係の施設であれば、中央公民館であったりソピアのほうに事務所を構えてございますが、当然、生涯学習課の窓口でも対応はする予定でありまして、もしそういった方が御相談に来られたら、窓口で端末をそれぞれの施設にも置くように予定しておりますので、そちらで一緒にちょっと画面を見ながら操作をしていただくと。ただし、操作をこちらがするというふうなところはちょっと控えさせていただいて、操作はあくまでID等を付与して、その方にさせていただくことになるので、方法を教えながら横についてというような形で予定しております。なので、説明会に来ていただくのが一番いいんですけども、例えば慣れた方で来られない方もいらっしゃるれば、たまたまその日御都合悪くて来られない方もいらっしゃると思うので、そちらについてはちょっと窓口で対応できればと思っております。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） よろしいですかね。ほかに御質問ございませんか。どうぞ。

○委員（折本 美佐子君） 折本です。予約端末をそれぞれの施設の窓口置くということですが、それはスマホでできるんじゃないかと、窓口の端末で予約するということですか。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） 岡部です。一応、御自身のスマホであったりパソコンからも申請はできます。ただ、そういったところも例えば御自身一人では難しいという方がこっちに来られれば、そちらの端末でもお貸しできるというような状況でございます。

○委員（折本 美佐子君） 最初にIDを取得すれば、私のスマホからもできるんですね。

引き続き質問ですが、さっきほどおっしゃっていた予約が入っているところは、他の人は予約

できないということだったんですが、予約入っているところにはバツがあるとか、利用者がすぐにわかりやすいような状態になっているんですかね。それとも、システムで予約はできるけど受け付けられないから、利用できない日程だと後で自分が分かるのか、その辺をちょっと教えてください。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） ありがとうございます。一応、画面で今おっしゃられたバツがついているようなイメージで選択できないように、もう見て分かるような視覚的に分かりやすいような形になってございます。

○委員（折本 美佐子君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（久保 ひろみ君） そのほかに御質問、御意見ございませんでしょうか、大丈夫ですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第11号について承認することに御異議ございませんでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第11号築上町公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、承認されました。

議案第12号 築上町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に、議案第12号築上町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○スポーツ振興係長（野村 仁資君） スポーツ振興係長野村です。よろしく申し上げます。議案第12号の築上町体育施設条例施行規則の一部改正について、提案をさせていただきます。

こちら築上町体育施設も同じく令和8年度から予約システムを導入となります。お手元の議案第12号のフォルダの新旧対照表のほうを御覧ください。よろしく申し上げます。新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

まず、利用許可申請ということで、施設の予約システム、第2条ですね、施設予約システムによる申請を行わなければならないというふうにさせてもらっています。また、体育施設のほうはちょっと特殊なんですけど、3日前まで申請という規則がありまして、そこは予約システムが24時間受け付けになりますので、今までであればお電話をかけたなら職員さんがいれば対応できたのが、予約システムとなると24時間となりますので、そのタイムラグを鑑みて4日前までとちょっと一歩後退になってしまうんですが、変更をさせていただいております。

また、第3条の利用許可のほうですね、こちら利用許可の許可書の交付がなくなりますので、利用許可という形で教育委員会は前条の申請を審査し、支障がないと認めたときは当該申請を許

可するものとするしております。

また、使用料の減免のほうについては、前回10月の前の委員会で協議いただいたんですが、使用料の減免のほうは大きく変わっておりませんが、各免除であるとか減免等表記をなくしております。

また、第5号の体育施設の町内の障がい児者というところについては、一般的に分かる表現ということで、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に定義する方が障がい児者であるというふうな定義を分かりやすく導入をしております。

次に、この減免等を受けたい場合は、減免を受けたい方が規則の2項になりますが、2号から6号までの規定により使用料の減免を受ける方は、あらかじめ申請をしなくちゃいけないというふうにしております。

次に、利用の還付としましても、今まで3日前申請を4日前申請と改めましたので、利用の取りやめの申出を4日前までとして変更をさせていただいております。こちらが今回の規則改正の大きな部分になります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から議案第12号について説明がございました。

ここで委員の皆様から御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

ちょっと一つだけ教えてください。3日前申請だったのが4日前、野村係長も後退と言いましたけれども、タイムラグの考え方がどういう考え方で1日、このシステムにするということは、その辺が改善されるというシステムになるのかなと思ったんですけども、今までのほうが3日前でよかったのに、4日前からしないと駄目ですということですよ。ちょっと説明してください。ごめん、ちょっと私が理解ができないみたいで。

○スポーツ振興係長（野村 仁資君） 今まで3日前であっても、例えば管理人さんがいれば17時までしか管理人さんがいませんので、連絡がつけば3日前でも対応ができたんですが、24時間受け付けになると、例えば3日前までの23時59分でも申請をされてしまうと、今度管理人さんがいない時期が、施設管理者が見れない時期が出てしまいますので、それを含めて3日前まで申請を4日前に変えさせてもらいました。

また、今、規則上ここに新旧には載ってないんですけど、当日17時まで、開館日の17時までであれば利用ができますので、それ以降はお電話等で17時までの利用であれば対応できるというふうに、そこは変更しておりませんので、ちょっとそういった形で4日前まで申請は電算上でしてもらって、それ以降の利用についてはちょっと17時までという制限はございますけど、当日利用も可能ということで対応させていただこうと思っております。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） よろしいでしょうか。当日利用の場合も電子申請ではないんですか。

○スポーツ振興係長（野村 仁資君） スポーツ振興、野村です。当日申請の場合は、先ほど説明ありましたとおり、予約システム上はもうブランクというか、確認が取れない状態ですので、それ以降はどうしても電話でまず施設管理者にお電話をいただいて、施設管理者は空いてるかどうかは分かります。一般の利用の方はちょっとシステム上、もう4日前を過ぎると見えなくなりますので、ちょっと電話で確認いただいて、空いてあれば事前に施設管理者がその方のアカウントを使って予約をさせてもらって利用いただくというふうなことを考えております。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） 社会教育施設との差っていうのは、体育をするかしないかなんですかね、運動施設。お願いします。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） 社会教育係、岡部でございます。すみません、私のほうが説明が漏れておりました。

社会教育係のほうもですね、規則のほうには何日前というのほうはたってございませませんが、システムのほうは運用になるんですけども、すみません、スポーツとこれも1日違いますけど5日前までにしようと思っていて、ただちょっと理由がございまして、これのシステム自体の構成として、先ほど申しあげました利用者登録を最初にしていただいて、そこからここを使いたいというところを選んでいただいて、こちらに情報が来ます。こちらが仮申請という状態になりまして、そちらは例えばちょっと私が見てですね、内容に問題なければ許可といいますかしますと、そこで本予約という形になって、ちょっとややこしいんですけど、そこから金額の請求も合わせてさせていただくと。基本的には事前払いというのが原則になってございますので、利用日までにそちらを納めていただくというところを考えますと、例えば前日まで予約できるようにしていると、それをちょっと職員が見て審査をして、決定行為をして請求をして支払ってというのが、当日までに終わられないっていうところが基本になりますので、休館日等もちょっと兼ね合いも考えますと、4日前、5日前までしか電子上は予約をできないというちょっと制御をかけて、ただし先ほど折本委員がおっしゃったようにバツみたいになっているところも、電話を施設にいただきまして、その間も利用したいという部分は随時対応させていただくと。ただし、その今の説明を差し上げて、ちょっと支払いまでちょっと急いでしていただくようなところの説明も合わせて行うというような予定にしております。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。DXを進めるのに、なんかDXではないような感じがしますが、その辺はもう皆さんどこも一緒ですか。すみません、そういう形になるんですね。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） 社会教育の岡部です。以前、篠栗町がうちと同じシステムを導入されていますので、一度ちょっと視察といいますか、行かせていただいたときに確認したら、やはりちょっと日が迫っているところについては電話で対応というところを言われてたので、おっしゃられるとおりせつかくDX推進しているんですけども、ちょっとそのアナログな部分も併用せざるを得ないような状況でございます。すみません。

○教育長（久保 ひろみ君） 委員の皆さん方、いかがでしょうか。多分、これが一般の方も同じような多分最初の受け取りがあるのかなと思いますので、ちょっとここは委員の皆さん方も御意見いただきたいところでございます。折本委員、お願いします。

○委員（折本 美佐子君） 折本です。大体分かりましたが、質問ですが、4日前なり5日前に予約システムを利用しようとした場合、システム上では予約できない状態になっているんですかね。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） そうですね、バツであったりちょっとグレーの網かけであったり、ちょっと選べないような形になっています。

○委員（折本 美佐子君） 予約システムの画面を見たときに、私は話を聞いたので4日前とか5日前は予約できないことは分かります。一般の人にはこれから周知していくと思うんですけど、システムで予約可能な期間を過ぎて、借りたいときは施設の開館時間内に電話をすればいいんですかね。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） 岡部です。そうですね、一応電話をいただいて、そこで職員のほうで空きを確認して、可能であれば手続を進めさせていただく予定でございます。あと利用者の方にもシステムの画面でちょっと分かるようにアナウンスはしたいなというふうに思っています。

○委員（折本 美佐子君） ありがとうございます。

そして、続いてもう一つ質問ですけど、DXのことで人の手も入れながらの申請なので、処理に日にちがかかるってということなんですけど、今後人の手を入れなくてもっと短期間で申請できるようなシステムの導入の予定はありますか。

○生涯学習課長（種子 祐彦君） 生涯学習課、種子です。先ほどの3日前、4日前なんですけど、現実問題としてなかなか当日利用を申し込まれるという方が実際少ない、皆さん前もって予約されている方が実情だということで、あと今言ったように電算処理のこちらの承認する日にちの確保というものが必要になったので、こういった形での運用を当初考えていると。今後の話で、まだ運用をし始めて、そういったいいシステムが、システム自体の改善、運用のほうの改善もありますけど、がなされれば当然そういった形も考えてはいきたいと思うんですけど、当日予約となると、今言ったように承認するのがどうしても事後になってしまう、承認してないものを利用していいのかという問題も出てきますので、そこら辺はちょっと運用上今後整理していく必要がある

とは考えております。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） 私からもよろしいですか。社会教育係、岡部でございます。御意見ありがとうございました。

今、課長からも言われたとおり導入ではございますが、今後、今御意見いただいたような形で、実はこちらうちの部署だけではなくて、企画財政課のほうで実は契約をしていただいている、町長部局の人権課であったり産業課であったり、施設を持っている部署も同じ形で足並みそろえて動いていっているのです、今いただいた御意見等もお伝えして、今後よりよい本当に電子化を進めていって、人の手をできるだけかからないような形でできるようところに改善できたらなというふうに思います。申し伝えておきます。ありがとうございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。それこそ予約を5日前でも3日前でもいいと思うんですけども、当日まで受け付けるというその優しさというか、その辺のところはどうなのかなというのもあるので、合わせて当日空いてないと言われれば誰も使わないような気がするのですけれども、空いているなら貸しますよと、稼働率を上げるという観点からかなと思っておりますが、ちょっとその辺のところを整理してはどうかなと私は思っていますので、今、課長も言われたみたいに、当日突然借りるという方は少ないということですよ。その少ないのにどう対応していくか、人がまた対応していく形を取るのかということところはちょっと私も疑問なので、ぜひ全庁的にこのシステムを進めて、できるだけDXを進めていくというところであれば、全ての人に優しくしていきたい気持ちは分かりますが、どこかでそろえたりどこかで切ったりということは必要なかなと思いますので、御検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。

皆さん方、御意見、御質問。どうぞ。

○委員（折本 美佐子君） 折本です。もう一つだけ。私も公民館等を借りたことがあって、会計課の前にある現金払い込みシステムで支払ったことあるんですけど、例えば4日前じゃなくて2日前ぐらいに予約が取れました。だけど、その日は土曜日だったとか日曜日だったとかしたときには、入金ができないんですよ。ネットから振り込むとかカード決済とか、そういう方法はないんですよ。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） すみません、そこも説明が漏れてございました。電子決済がでございます。導入最初4月からは1か月程度遅れるかもしれないんですが、Pay Pay、何々Pay関係と、あとクレジットカードを予定してございます。ほかにもいろいろ検討したんですが、手数料の関係でそもそも使用料が何百円単位の施設に対して、手数料が何%のところだったらいいんですけど、300円、400円の手数料のところだとちょっとというところで、そこは見合

わせつつ、導入できそうなのが今申し上げたところで、それであれば電子上で決済をいただくと、何々 P a y 次第にもよるんですけど、30分程度で情報が反映されるというふうにお聞きしているので、そういったところで確認がしやすいかなというふうに思っています。できるだけそこを進めていきつつ、実はこのシステムは当初電子系の決済しか実装されてなかったもので、導入最初のほうは皆さんの混乱を避けるために納付書も追加で入れていただいているんですけども、いずれ電子に切り替えられたらなというふうに思っております、電子のみにですね。とりあえずそういった導入の予定でございます。

○委員（折本 美佐子君） ありがとうございます。今後築上町に住みたいとか思ってくれるような若い方たちは、早さとか便利とかいうのをすごく求めてくると思うので、大変とは思いますが、御検討よろしくお願ひいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） 皆さん方いかがでしょうか。御意見等を出していただきましたけれども、これはということは言っていたら。どうぞ、お願いします。

○委員（正野 法子君） 正野です。キャンセルの場合は返金しないとあったんですけど、支払いは前日までに支払ってなってますよね。ぎりぎりまで支払いしない、キャンセルしますってなった場合、その方はもう支払われないままですか。請求はしないですか。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） 実際、そこもちょっとかなり議論をしたんですけども、実際その本予約まで進んでいただいて請求というところになるので、そこで支払いをされていないという方は、支払対象にはなるんですけども、想定されるのがそういった方の場合、なかなか連絡とかがつかなくなったりとかが心配なんですけども、一応そこでできる限りそういった督促をして、もし徴収が難しかった場合は、今後予約をできないようなペナルティーとかも I D にちょっと付与できたりするので、そういったところを今検討はしております。

○教育長（久保 ひろみ君） 何分初めてのことでですので、徐々にまた改善をしていければなというふうに思っております。

それでは、ここで議案第12号について承認することに御異議のほうございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） よろしいですかね。異議なしと認めます。議案第12号築上町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定については承認されました。

議案第13号 築上町コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に、議案第13号築上町コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

では、事務局から説明をお願いします。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） 社会教育係、岡部でございます。フォルダの中の2ぽつの新旧対照表を開きください。

こちらにつきましても、先ほど御説明申し上げました公民館の規則と基本的には同様の改正内容となっております。1条以下、基本的にこちら同じような内容で改正をさせていただいております。異なる部分が、一番最後の7条、管理人の業務の部分ですね、こちら側の4号の部分を追加させていただいております。館長の指示により館内外の清掃等の作業に従事することというところで、ちょっとコミュニティセンター施行規則のほうにはこちらがうたわれてございませんでしたが、公民館のほうにはありましたので、足並みをそろえて入れさせていただいております。

ただし、現状、コミュニティセンターに管理人がいるわけではございません。職員が詰めてございまして、清掃等も業者が行っておりますが、もし運用等をまた変えた場合に、公民館と同じような形になるように改正をしております。そのほかは同様でございます。

以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、事務局のほうから議案第13号について説明がございました。

ここで委員の皆さんから御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。基本同じような提案でございますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第13号について承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第13号築上町コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定については承認されました。

議案第14号 築上町文化会館（コマーレ）条例施行規則の一部を改正する規則の制定
について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に、議案第14号築上町文化会館コマーレ条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

では、事務局から説明をお願いします。

○社会教育係長（岡部 孝徳君） 社会教育係、岡部でございます。議案第14号のフォルダ内、2ぽつ新旧対照表をお開きください。

こちらにつきましては、先ほどまでの公民館、コミュニティセンターとは違いまして、指定管理、しいだサンコーに指定管理にて施設を管理してございますので、施設予約システムの導入の

対象にはなってございません。ですので、申請等方法については今までと同様でございます。

ただし、今回の減免の見直し等については、こちらも足並みをそろえるような形で改正を行うというところで、現場のほうともそのほかの部分も確認をいたしまして、実際の運用に沿った形に改めるべき部分についても改正を出してございます。

まず、第2条でございます。利用許可の申請について、1号の部分に大ホールを利用するときは、利用日の10か月前から利用前日までとするというふうに旧のほうでなりましたが、こちらをホールを利用するときは利用月の10か月前から利用前日までとするというところで、現場でちょっと確認をしたら、1日単位でちょっと図りながら10か月というところを日々運用していたようですので、もう月単位で見るところで、10か月後の分については10か月前の1日にもう全て予約できるというような形で、分かりやすく運用を改めたようなところではございます。

(2)の女性ホールについても同様、利用日のとなっていたところを利用月といたしまして、2か月前となつてございましたが、公民館等3か月前というところで今後運用していく予定にしてございますので、システムで3か月分までしかちょっと予約できないような制御をかけてますので、そちらに合わせるようなところでございます。

また、第4条の利用期間の制限でございますが、こちら旧のほうでは文化会館の利用期間は、引き続き6日を超えて利用することができないというところではございましたが、こちらは3日を超えて利用することができないというふうに改めるものでございまして、理由といたしましては、例えば大ホールの舞台等、あちらを6日間抑えられたときに、もう6日間、ホールも合わせてほかの方が利用できないということが発生するというふうに現場からお聞きしたもので、実際の運用の中で、大体もうその3日程度に絞ったほうがいいんじゃないかというところで、今回改正案を上げさせていただいております。

6条の利用料金の減免については、公民館、ソピアと同様の扱いで改正案を出してございます。

また、7条の端数処理についても同様でございます。

説明は以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から議案第14号について説明がございました。

ここで委員の皆様から御質問、御意見を受けたと思います。どなたかございませんでしょうか。ここはちょっと指定管理の関係上、現在の実施しているものにそろえていくというか、そういう形になっているようです。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第14号について承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第14号築上町文化会館コマーレ条例施行規則の一部を改正する規則の制定については承認されました。

議案第15号 築上町海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に議案第15号築上町海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

では、事務局から説明をお願いします。

○スポーツ振興係長（野村 仁資君） スポーツ振興課の野村です。議案第15号築上町海洋センター条例施行規則の一部改正のほうを御覧ください。

すいません、改め文が2つ（1）がついているものとついてないものはございますが、ついてないほうに私がすいません、議案を15号入れ忘れてましたので、（1）のほうに入っております。

説明のほうについては、体育施設条例と同じく新旧対照表のほうでしたいと思いますので、新旧対照表のほうをお開きください。よろしくをお願いします。

こちらの海洋センター条例施行規則のほうも、築城海洋センター体育館がございますので、体育施設条例と合わせて規則の改正を行うものです。

また、同じく第2条の予約システムを使った分と、あとまたすいません、こちら先ほどの体育施設と同じでございますけど、4日前というふうになっております。

また、利用許可のほうも許可書の交付がございませんので、このような表現となっております。使用料の減免のほうも体育施設と同じく表記のほうを変更しております。

また、第6条の使用料の還付のほうも、こちら3日前までを4日前とさせていただいております。

海洋センター条例の施行規則の改正要点としては以上となります。よろしく御審議お願いいたします。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から議案第15号について説明がございました。

ここで委員の皆様から御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第15号について承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第15号築上町海洋センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定については承認されました。

議案第16号 築上町パークゴルフ場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に、議案第16号築上町パークゴルフ場条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

では、事務局から。

○スポーツ振興係長（野村 仁資君） スポーツ振興係、野村です。よろしくお願ひいたします。

第16号議案築上町パークゴルフ場条例施行規則の一部改正のフォルダをお開きください。

すみません、こちらも海洋センターと同じく（1）のほうに改め文のほうに議案番号を入れておりますので、後で御確認お願ひします。

新旧対照表のほうで説明いたしますので、お開きください。よろしくお願ひいたします。

先ほど海洋センター条例施行規則と体育施設施行条例規則は、予約システム導入の関係で改正を行っていましたが、パークゴルフ場のほうは予約施設ではございませんので、直接予約システム等とは関係ないんですが、合わせて減免規定を見直しておりますので、同じような形でパークゴルフ場の使用料の減免の規則を見直しを行っております。

説明については以上です。よろしく御審議のほうお願ひいたします。

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、ただいま事務局から議案第16号について説明がありました。

委員の皆様から御質問、御意見を受けたいと思います。どなたかございませんでしょうか。よろしいですか、減免の関係も。いかがでしょうか、質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第16号について承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第16号築上町パークゴルフ場条例施行規則の一部を改正する規則の制定については承認されました。

議案第17号 築上町椎田学習等供用施設条例施行規則の制定について

○教育長（久保 ひろみ君） 次に、議案第17号築上町椎田学習等供用施設条例施行規則の制定についてを議題といたします。

では、事務局から説明をお願ひします。

○社会教育係（岡部 孝徳君） 社会教育係、岡部でございます。議案第17号フォルダの中に、1ぽつ原義というPDFがございますので、こちらをお開きください。

こちらの椎田学習等供用施設につきましては、中央公民館のほうで管理を行っている施設でございます。今までは規則がございませんでした。足りない部分については公民館の規則等を準用してございましたが、今回を機に新たに規則を制定するものでございます。

内容といたしましては、先ほど御説明いたしました公民館の施行規則と同様のものとなっております。

また、すいません、この場で補足をさせていただきたいんですけども、予約システムにつきまして、この施設に関わらず全てなんですけども、先ほどコマーレのとき説明を差し上げました3か月先まで予約というところがございます。例えば、4月1日からの段階で3か月先、5、6、7月いっぱいまで予約ができるような予定でございます。そちらが4月10日になっても、7月いっぱいというようなところなんです。今までコマーレのほうですと、4月1日の時点では7月1日まで、4月10日では7月10日までというところだったのを改めたようなところがございます。

理由といたしましては、無制限に予約ができる形にいたしますと、一定の方が全て抑えてしまうというような、全ては言い過ぎですね、事がちょっと発生したときに、ほかの方が利用しづらいというようなところを防ぐために、基本的には3か月先というのを原則としてございます。すみません、この場で補足でございます。

こちらの議案の説明についても以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ただいま事務局から議案第17号について説明がございました。

委員の皆さんから御質問、御意見を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。これは新たに施行規則の制定でございます。特に御質問、御意見等ないでしょうか。はい、どうぞ。

○社会教育係（岡部 孝徳君） すみません、ちょっと言い漏れました。

あと御質問がちょっとあつたりするんですけども、年度変わりのときがどうなるかというところがございます。例えば、3月の段階、予約できるのは基本的には年度内の3月までというのがこれまでの原則でございました。ただ、ちょっとシステム上、そちらの制御というのができなくて、3か月先までできてしまうといいますが、3月の時点で6月まで予約ができます。ただし、もう一応運用として今予定しているのが、許可行為を4月になってからするような形にしますので、実際の支払い等は4月以降というところで、新年度の料金に当たるというところですが、1月から既に4月予約ができます。ちょっとここいろいろシステムでできれば、ちょっとそこまで制御かけたかったんですけども、そこが難しかったので、運用でそういった予定にしているの、1月、2月のうちから新年度をぜひ予約してくださいというわけではないんですけど、予約は

できるというような状況でございます。

以上です。

○教育長（久保 ひろみ君） 御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、御質問、御意見がないようですので、議案第17号について承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（久保 ひろみ君） 異議なしと認めます。議案第17号築上町椎田学習等供用施設条例施行規則の制定については承認されました。

（6）連絡事項

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、連絡事項です。事務局からお願いします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。連絡事項は5点ございます。

次第のほうに記載しておりますので、そちらを御覧ください。

まず、令和7年度町内小中学校の卒業式についてでございます。小中学校出席者一覧表という資料をお配りしております。出席者については後ほど確認したいと思います。

それから、5番目の小中学校入学式の参加者については、この会議終了後に出席者を決めたいと思いますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

2番目の国際交流事業報告会と椎田中学校アイデア提案会でございますが、先ほど濱田参事から説明がございました両方とも2月26日にありますので、御都合がよろしければ委員の皆様の参加をお願いしたいと思います。

3番目が令和7年度教職員退職者辞令交付式でございます。例年と変わらない日時でございます。3月31日火曜日の午前9時から、役場庁舎の3階の会議室で行いますので、出席のほどよろしく申し上げます。

4番目が令和8年度町内小中学校の教職員の辞令交付式を4月1日の午前11時から同じ会場で行いますので、出席のほどよろしく申し上げます。

連絡事項については以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） 連絡事項のほうでよろしいでしょうかね、皆さん御確認ください。

（7）その他

○教育長（久保 ひろみ君） それから、その他でお願いします。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。その他、次回教育委員会の日程と、1月の町長選挙で古市町長になりましたので、総合教育会議の日程を会議終了後に調整したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長（久保 ひろみ君） ありがとうございます。

議案第9号 令和8年第1回築上町議会定例会提出予定議案に対する意見について

【非公開】

(8) 閉会

○教育長（久保 ひろみ君） それでは、これで、令和8年2月定例会を閉会いたします。

午前10時44分閉会
